

子ども読書啓発冊子「えほんいっぱい たのしさいっぱい」 広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課（以下「県教育委員会」という。）が発行する子ども読書啓発冊子「えほんいっぱい たのしさいっぱい」（以下「冊子」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が指定する原稿による、企業名、住所、連絡先等の掲載記事をいう。

(広告の掲載位置および枠数)

第3条 広告を掲載する位置および枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の位置 裏表紙見返し
- (2) 枠数 5枠

(広告の掲載基準)

第4条 広告の内容は、広報として公共性、品位および信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告
 - (2) 公序良俗に反しまたは反するおそれのある広告
 - (3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
 - (4) 選挙に関する広告
 - (5) 政治性のある広告
 - (6) 宗教性のある広告
 - (7) 社会問題についての意見広告
 - (8) 個人の氏名の名刺広告
 - (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
 - (10) 主として人事募集を目的とする広告
 - (11) 責任の所在が不明確な広告
 - (12) その他本冊子に掲載する広告として適当でないと県教育委員会が認める広告
- 2 次の各号に定める業種または事業者の広告は取り扱わないものとする。
- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により風俗営業と規定される業種
 - (2) 消費者金融
 - (3) たばこに係るもの

- (4) ギャンブル（宝くじを除く）に係るもの
 - (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
 - (6) 各法令に違反しているもの
 - (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (8) 社会問題を起こしている業種や事業者
 - (9) その他県教育委員会が適当でないと認めるもの
- 3 前2項に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準（以下「掲載基準」という。）は、県教育委員会が別に定める。

（広告の種類、規格等）

第5条 広告の種類および規格については、次のとおりとする。

- (1) 広告の種類 冊子掲載の印刷広告
- (2) 広告の規格 大きさ 縦55mm 横90mm

（広告掲載の募集方法）

第6条 広告主の募集は、原則として滋賀県教育委員会ホームページ、滋賀県学習情報提供システムホームページでの定期募集により行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定および掲載順の決定を行う。優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

- (1) 公共性が高く、県民の福祉の向上につながるもの
 - (2) 滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）により協定を締結している企業等にかかるとするもの
 - (3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- 2 前項に規定する定期募集の結果、広告枠に空きがある場合は、個別募集を行うことができるものとする。
- 3 広告主は自らが第4条第2項第9号を除く同条各号に該当するものでないことを県教育委員会の求めに応じて、証明しなければならない。
- 4 広告主は、広告の内容等につき、県教育委員会から説明を求められたときは、速やかに説明をするものとし、これを拒んではならない。

（広告掲載の申し込み）

第7条 広告の掲載を希望する者は、県教育委員会が定める期日までに「子ども読書啓発冊子広告掲載申込書」（様式第1号）により、県教育委員会に申し込むものとする。また、申し込みにより広告が掲載されるのは冊子発行年度のみとする。

（広告掲載の決定）

第8条 県教育委員会は、前条の規定により申し込みがあった場合は、第4条および第6条の規定に基づき審査し、広告主を決定する。

2 県教育委員会は前項の規定により広告主を決定したときは、「子ども読書啓発冊子広告掲載（不掲載）通知書」により当該申込者に通知する。

（広告掲載条件等の承諾）

第9条 広告主は、前条第2項の規定により、広告掲載の通知を受けたときは、県教育委員会が指定する期限までに誓約書（様式第2号）を県教育委員会に提出するものとする。

（広告原稿の作成および提出）

第10条 広告主は、県教育委員会の指定する日までに、原稿を県教育委員会の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県教育委員会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第11条 広告掲載料は次のとおりとする。

1 枠あたり 10,000 円（消費税および地方消費税を含む）とする。

2 広告主は、原則として広告掲載料を滋賀県が発行する納入通知書により指定日までに一括して前納するものとする。

（広告掲載料の返還）

第12条 県教育委員会は、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を行わなかった場合には、納付済み掲載料を広告主に返還するものとする。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告の変更）

第13条 冊子発行年度において提出された広告原稿の内容は原則として変更できない。

2 やむを得ない事情により広告原稿の内容を変更する事態が生じた場合、広告主は県教育委員会と協議するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責

任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者、滋賀県および教育委員会に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(広告掲載の中止)

第15条 県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を中止することができる。

- (1) 第4条または第5条の規定に反すると認められるとき
- (2) 第10条第1項の規定に定められた日までに広告原稿が提出されないとき
- (3) 第11条第2項の規定に定められた日までに広告掲載料が納付されないとき
- (4) 第14条各項の規定に反すると認めるとき
- (5) 広告主が県の社会的信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (6) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (7) 広告主の倒産、破産等により実施する必要がなくなったとき

- 2 県教育委員会は、前項の規定により広告掲載を中止した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

- 3 県教育委員会は、第1項の規定により広告掲載を中止した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(協議)

第16条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県教育委員会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の取り扱いに関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。